

## 利用者支援事業について

- ①別表を基本とした市の子育て支援事業について精通した上で、利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うこと。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、子育てサークルや子育てボランティアを中心とした地域の子育て資源の育成、地域の子育て支援関係者との地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めること。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ること。
- ④国の定める「利用者支援事業ガイドライン」の内容に沿った事業の実施に努めること。
- ⑤その他本事業を円滑に実施するための必要な諸業務を行うこと。

## 別表 利用者支援事業に必要な情報

項目	主な内容
認可保育園	申請方法、所在地、定員、待機児童数、概要
認可外保育園	申請方法、所在地、定員、概要
認定こども園	申請方法、所在地、定員、概要
幼稚園及び幼稚園類似施設	申請方法、所在地、定員、概要
子育てサークル・サロン	活動場所、活動内容、連絡先
地域の施設	公民館、青少年会館、コミュニティセンター、子どもの家など
子どもの預かり	一時預かり、子育て短期支援事業、民間ベビーシッターなど
各種専門相談窓口	こども家庭センター、生活自立相談窓口、包括支援センター、母子・父子自立支援員の相談、保健師相談、教育センター、こどもセンターなど
各種手続	出生時の手続、ひとり親家庭に関する手続、保育園等の入園・入学手続など